

# JHF 名誉会長・名誉顧問・顧問選任規程

制定 1998年4月7日 理事会

施行 1998年4月7日 理事会

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 社団法人日本ハンググライディング連盟(以下JHFという)定款第17条の5に基づき本規程を定める。

### (目的)

第2条 本規程の目的は、定款第16条・17条・18条及び19条に基づく名誉会長、名誉顧問及び顧問を公正・中立に選任することを目的とする。

## 第2章 選任

### (選任基準)

第3条 名誉会長・名誉顧問及び顧問は理事会で推薦し、総会で選任される。選任基準は原則として次の通りとする

#### (1) 名誉会長

(イ) 会長在任3期(又は6年)以上務めた者。

(ロ) 会長在任3期(又は6年)未満の者で、副会長(又は理事)在任時よりJHF発展に貢献の認められる者。

(ハ) 常任理事(又は理事)在任10年以上で特に顕著な業績と貢献の認められる者。

(ニ) イ・ロ・ハともに60歳以上を原則とし、JHF定款に定める目的・事業に係わる営利企業の役員でない者。

#### (2) 名誉顧問

(イ) 理事在任5期(又は10年)以上務めた者。

(ロ) 理事在任5期(又は10年)未満の者で、委員会等の活動実績も合わせ特に業績・貢献の認められる者。

(ハ) 協力団体または個人で上記イ・ロに比類すべき業績と貢献が認められる者。

(ニ) イ・ロ・ハともに55歳以上を原則とし、JHF定款に定める目的・事業に関わる営利企業の役員でない者。

#### (3) 顧問

(イ) JHFの組織運営に精通しJHFの発展に寄与できる能力と見識をもった者。

(ロ) JHFとの協力関係にある団体・業界の代表でJHFの発展に寄与できる者。

(ハ) JHFの事業に関連する学術・専門家でJHFの諮問に適切な判断と助言ができる者。

### (定員)

第4条 定員は特に定めない。